令和7年度 貸付決定者のための

岩手県看護職員修学資金の手引

貸付決定者(学生本人)及び連帯保証人は、償還を免除されるか、又は償還を 完了するまで様々な書類の提出を行う必要があります。本手引きには、必要な手 続き及び様式等を掲載していますので、ご確認ください。本手引きに例示のない 事柄については、医療政策室までお問い合わせください。

書類提出がされませんと、償還の猶予決定や免除決定ができませんので、提出 期限までに必ず提出してください。やむを得ず提出期限に間に合わない場合は、 連絡をお願いします。

必要な手続きを怠った場合には、返還猶予を取り消し、貸付金の返還を求める ことがありますので、ご注意ください。

提出先•連絡先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号

岩手県医療政策室医務担当

TEL: 019-629-5406

E-mail: AD0002@pref.iwate.jp



岩手県では、看護学生及び看護職員等の皆様に県内医療機関や看護学校の特徴や 魅力を伝え、看護職の県内就職やUターンを支援するため、「いわてリクナース」 を運営しております。

岩手県には、働き続けることのできる魅力的な職場がたくさんあります。

岩手県への就職を希望する看護学生、看護の資格をお持ちの皆さん、ぜひ活用してください。

目次

- 1 岩手県看護職員修学資金貸付制度について (P2)
- 2 特定施設について (P3)フローチャート (P4)
- 3 各種手続
- 3-1 貸付中 (P5)
- 3-2 貸付完了 (P6)
- 4 特定施設に就業している間の手続き (P7)
- 5 償還している間の手続き (P8)
- 6 償還免除の手続き (P9)
- 7 償還猶予について (P10~11)
- 8 償還について (P12~13)
- 9 償還免除について (P14~15)
- 10 償還金の一部免除について (P16)
- 1 1 岩手県看護職員修学資金貸付条例(P20~30) 岩手県看護職員修学資金貸付条例施行規則(P31~38) 様式集(P39~51)

用語

次に掲げる用語は、それぞれ次の意味に用いる。

看護職員とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の総称をいう。

養成施設とは、学校・養成所をいう。

特定施設とは、岩手県内にある条例や規則で定める病院や施設等をいう。

業務従事とは、看護職員として特定施設に勤務している状態のことをいう。

償還とは、修学資金を返済することをいう。

償還免除とは、修学資金の返済義務が消滅することをいう。

(償還しなくてもよいということ)

償還猶予とは、修学資金の返済を一定期間保留し猶予することをいう。

(猶予期間中は、償還しなくてよい状態)

1 岩手県看護職員修学資金貸付制度について

制度の目的

この制度は、将来岩手県内に就職を希望する看護学生に対して修学資金の貸付けを行い、学生の修学を支援することを通じて、県内の看護職員の充実を図ることを目的としています。

皆様は、特定施設(※P3)に就業することを前提に貸付けを受けています。

貸付期間

貸付けを受けた年の4月から卒業するまで(正規の修学期間を超えない期間)

○休学した場合・・・休学期間は貸付を行いません。

貸付金について

本修学資金は、貸与型ですので、原則として償還していただきます。

以下の要件をすべて満たした場合は、償還が免除されます。<u>一つでも満たさない場合は、</u> 償還となります。

- ①卒業と同時にその課程で取得するべき資格試験に合格すること。
 - 准看護師養成所(准看護師免許)
 - ・看護師養成所(看護師免許)・・・※准看護師免許取得のみの場合は償還となります。
 - ・保健師または助産師養成課程履修者(保健師または助産師免許)
 - ・編入学者については、既に取得している免許以外の看護職員免許
 - ○秋卒業の場合、卒業する年度内に資格試験に合格すること。
- ②卒業後、直ちに特定施設に就業すること。

※助産師特別枠での貸付の場合は、助産師として助産業務につくことが条件です。 ※未就業の場合は、償還となります。

③<u>特定施設において、5年間(または9年間)継続して看護職員の業務に従事</u>すること。 ※特定施設を退職した場合、1か月以内に他の特定施設に就業し、看護職員として業務 従事しない場合は、償還となります。

2 特定施設について

「特定施設」とは、岩手県内にある次の医療機関や施設などを指します。

5年間勤務すると償還が免除される病院等=「5年施設」

- ① 病床数が200床未満の病院
- ② 病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院
- ③ 65歳以上の患者の入院比率が60%以上の病院であって、次に定める病院以外の病院 ・医療法等の規定により知事が認めた病院等
- 診療所
- ⑤ 指定発達支援医療機関であって独立行政法人国立病院機構の設置するもの
- ⑥ こども家庭センター
- ⑦ 医療型障がい児入所施設
- ⑧ 保健所【保健師に限る】注1 下記参照のこと
- ⑨ 市町村保健センター【保健師に限る】注1 下記参照のこと
- ⑩ 介護老人保健施設
- ① 介護医療院
- ② 訪問看護事業所【県内の医療機関または介護老人保健施設で3年以上看護職員の経験がある場合に限る】
- (3) 介護予防訪問看護事業所
- (4) 看護職員養成施設【専任教員の業務に限る】
- ⑤ その他、法令の規定により看護職員の配置が必要とされる施設等であって看護職員修学 資金貸付条例施行規則に定めるもの
- (16) 独立行政法人国立重度知的障がい者総合施設のぞみの園(群馬県高崎市)
- 注1)⑧⑨については、令和5年度新規貸付決定者から対象施設となります。

9年間勤務すると償還が免除される病院等=「9年施設」

① 病床数が200床以上500床未満の病院で②~⑤に該当しない病院

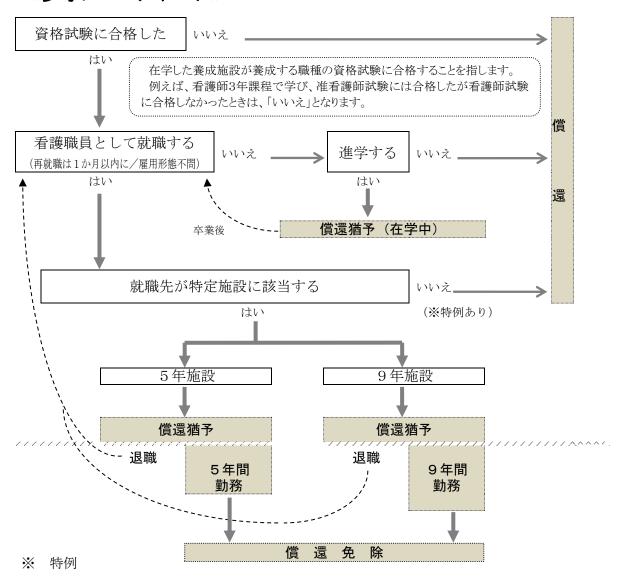
岩手県内の病院で特定施設に該当しない病院

岩手医科大学附属病院、岩手県立中央病院

留意事項

上記内容は、貸付年度時点のものであり将来変更となる場合があります。**猶予や免除等の**申請を行う際の特定施設の基準は、手続き時点のものが適用されます。

≪参考フローチャート≫



岩手県内の「特定施設」と「特定施設以外の施設」の両方を設置する経営主体に就職した場合で、「特定施設」での勤務を希望していながら人事の都合により「特定施設以外の施設」に勤務することになった場合は、申請により償還を猶予することができます。「特定施設外」での就業を希望し異動した場合は、償還となります。

[例] 県医療局に就職し、修学資金を借りていることから特定施設での業務を希望する旨を伝えたにも関わらず、県立中央病院に配属された場合、500 床以上の病院なので本来は直ちに償還しなければなりませんが、特例により償還猶予を申請することができます。ただし、「特定施設以外の施設」での勤務期間は償還免除を受けるために必要な『業務従事期間』には含まれません。

償還猶予を希望する場合は、採用試験を受ける際、就職後の異動希望や人事面談の際に、必ずご自身で修学資金を借りているため特定施設での業務を希望する旨を伝え、出来る限り特定施設で業務に従事できるよう努めてください。

3 各種手続

3-1 貸付中(手続きは、養成施設を通して行ってください。)

以下の要件に該当する場合は、手続きが必要です。

| 要件 | 提出書類 | 備考 |
|------------|--------------------------|---------------------------|
| 学業状況の確認 | □学業等状況証明書 (P45) | 貸付けを受けた年の翌年から貸付けが |
| (年1回) | | 完了するまでの間、毎年4月20日まで |
| | | に提出するもの。 |
| 変更 (連帯保証人) | □連帯保証人変更届(P48) | 連帯保証人の条件 |
| | □新たな連帯保証人の印鑑登 | ・2名のうち1名は、父又は母、もう1 |
| | 録証明書 | 名は父母以外であり、別生計・別世帯 |
| | | であるもの。(未成年・学生は不可) |
| | | ・2 名のうち 1 名は岩手県内に住所を |
| | | 有すもの。 |
| 変更(氏名、住所、 | □看護職員修学資金〔氏名住所 | ・借受者、連帯保証人に変更があった |
| 本籍、職業) | 勤務先〕変更届(P51) | 場合も必要になります。 |
| 休学 (停学) | □ 休学・ 復学・退学届(P49) | 休学し、又は停学の処分を受けた日の |
| | □証明書 (養成施設の長が発行 | 属する月の翌月分から復学した日の属 |
| | するもの) | する月の分まで休止します。 |
| 復学 | □休学・ 復学・ 退学届(P49) | 復学した日の属する月の翌月から貸付 |
| | □証明書 (養成施設の長が発行 | を再開します。 |
| | するもの) | |
| 退学→貸付廃止 | □休学・復学・ 退学 届(P49) | 退学した日の属する月の翌月末から償 |
| | □証明書 (養成施設の長が発行 | 還開始です。 |
| | するもの) | |
| | □借用証書(P39) | |
| | □償還明細書(P41) | |
| 辞退→貸付廃止 | □貸付辞退届(P46) | 県外就職を決めた場合など修学資金を |
| | □借用証書(P39) | 受ける必要や目的がなくなったとき |
| | □償還猶予申請書(P44) | は、申し出により貸付けを辞退できま |
| | □在学証明書 | す。ただし、この場合 卒業後に全額償 |
| | ※次の書類は卒業時 | 還(原則一括払)です。 |
| | □卒業証明書 | |
| | □償還明細書(P41) | |

3-2 貸付完了(手続きは、養成施設を通して行ってください。)

| 要件 | 提出書類 | 備考 |
|----------|---------------|----------------------|
| 卒業→特定施設へ | □借用証書(P39) | 特定施設 (※P3) の病床数にご注意く |
| 就業 | □償還猶予申請書(P44) | ださい。 |
| | □在職証明書(P50) | |
| | □卒業証明書 | |
| | □免許登録済証明書用ハガキ | |
| | の写し(A4サイズ) | |
| 卒業→特定施設以 | □借用証書(P39) | ご自身の状況をよく考え償還計画(原 |
| 外へ就業 | □償還明細書(P41) | 則一括払)をたててください。 |
| | □卒業証明書 | |
| 卒業→試験不合格 | □借用証書(P39) | 貸付を受けた養成施設の卒業時に取得 |
| | □償還明細書(P41) | するべき免許が必要です。(例:助産専 |
| | □卒業証明書 | 攻科は、助産師資格が必要です。) |
| 卒業→未就業 | □借用証書(P39) | |
| | □償還明細書(P41) | |
| | □卒業証明書 | |

4 特定施設に就業している間(就業猶予)の手続き

以下の要件に該当する場合は、<u>県へ直接届出</u>、申請を行ってください。

| 要件 | 提出書類 | 備考 |
|-----------|--------------------|---------------------------|
| 就業状況の確認 | □現況届 | 提出がなく就業状況の確認が出来な |
| (年1回) | (届出用紙は、年1回 10 月下旬頃 | い場合は、償還となる場合がありま |
| | 送付) | す。 |
| 変更(氏名、住所、 | □看護職員修学資金〔氏名住所勤 | ・借受者、連帯保証人ともに必要にな |
| 本籍、職業) | 務先〕変更届(P51) | ります。 |
| 変更(連帯保証 | □連帯保証人変更届 (P48) | 連帯保証人の条件 |
| 人) | □新たな連帯保証人の印鑑登録証 | ・ 2 名のうち 1 名は、父又は母、もう |
| | 明書 | 1名は父母以外であり、別生計・別世 |
| | | 帯であるもの。(未成年・学生は不可) |
| | | ・2 名のうち 1 名は岩手県内に住所を |
| | | 有すもの。 |
| 変更 (勤務先) | □看護職員修学資金〔氏名住所勤 | ・5年施設から5年施設へは在職証明 |
| 病床数が異なる | 務先〕変更届(P51) | 書、変更届、内定通知書などの写し |
| 場合は右波線部 | □償還猶予申請書(P44) | ・5 年施設から 9 年施設 (その逆) の |
| 分も提出 | □在職証明書(変更前)(P50) | 場合は、償還猶予期間が変わります。 |
| 離職、県内特定施 | □償還明細書(P41) | ・看護職員として 1 か月以内に従事 |
| 設以外に就業 | | しない場合は、償還(原則一括払) |
| | | です。 |
| | | ・岩手医科大学附属病院、県立中央病 |
| | | 院に就業した場合は償還です。 |
| | | ・償還理由が発生した日の属する月の |
| | | 翌月末から償還です。 |
| 一部免除対象 | □償還明細書(P41) | 特定施設で従事した期間が貸付期間 |
| | □償還免除申請書(P43) | より長い場合は、一部免除を受けられ |
| | □在職証明書(P50) | ます。(P16 参照) |
| 休職(出産、育児) | □償還猶予申請書(P44) | ・育児休業開始日から 20 日以内に |
| | □在職証明書(育児休業期間を記 | 手続きしてください。 |
| | 載したもの) (P50) | ・産前産後休暇は、従事期間に入りま |
| | | すので、手続きは不要です。 |
| | | ・育児休業期間は、従事期間に入りま |
| | | せんので手続きが必要です。 |
| 休職 (病気) | □償還猶予申請書(P44) | 診断書など証明書類のない離職は猶 |
| | □診断書 | 予の対象外です。 |
| 復職(育休、病休) | □償還猶予申請書(P44) | 復職した日から20日以内に手続きし |
| | □在職証明書(P50) | てください。 |

5 償還している間の手続き

以下の要件に該当する場合は、県へ直接届出、申請を行ってください。

| 要件 | 提出書類 | 備考 |
|-----------|--------------------|-------------------------------------|
| 変更(氏名、住所、 | □看護職員修学資金〔氏名住所勤 | ・借受者、連帯保証人に変更があった |
| 本籍、職業) | 務先〕変更届(P51) | 場合も必要になります。 |
| 変更(連帯保証 | □連帯保証人変更届(P48) | 連帯保証人の条件 |
| 人) | □新たな連帯保証人の印鑑登録証 | ・2名のうち1名は、父又は母、もう |
| | 明書 | 1名は父母以外であり、別生計・別世 |
| | | 帯であるもの。(未成年・学生は不可) |
| | | ・2 名のうち 1 名は岩手県内に住所を |
| | | 有すもの。 |
| 変更(引落口座に | 医療政策室までお問い合わせくだ | |
| 関する情報) | さい。 | |
| 変更(償還計画変 | □償還方法変更承認申請書 (P42) | ・納入期限が到来した分は、変更は出 |
| 更) | | 来かねます。 |
| | | ・変更したい月の前月末までに提出し |
| | | てください。 |
| | | ・期間の延長は出来ません。 |

※償還方法について

- (1) 口座振替払(岩手銀行、北日本銀行、東北銀行)
 - ・口座振替依頼票を提出してください。(用紙は医療政策室に申出ください。)
 - ・口座振替日は、毎月末ですが休日の場合は翌営業日の引落になります。残高不足等で振替不能にならないよう残高にご注意ください。再振替は行いませんので、振替不能となった場合は、後日届く納入通知書でお支払ください。(遅延利息が発生する場合があります。)

(2)納入通知書払

・当該月の約2週間前に納入通知書を送付します。銀行窓口および郵便局のATMでお支払い下さい。

6 償還免除の手続き

以下の要件に該当する場合は、<u>県へ直接届出</u>、申請を行ってください。

特定施設での業務従事期間が継続して 60 か月(%P14 参照)に達した時に、償還免除申請が出来ます。

| 要件 | 提出書類 | 備考 |
|------|------------------|-------------------|
| 償還免除 | □償還免除申請書(P43) | 勤務したことが証明出来ない場合は、 |
| | □在職証明書(全ての勤務先の分) | 従事期間に算入できません。 |
| | (P50) | |

7 償還猶予について

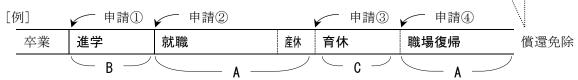
本修学資金は、貸付金ですので原則償還していただくものです。ただし、一定の要件を満たした場合は償還が免除されます。

その要件を満たすまでの期間が「償還猶予期間」です。

【償還猶予の3つの要件】

- A 特定施設で業務に従事している期間
- B 養成施設に進学(在学)している期間
- C 病気、けが、育児休業のため業務に従事できない期間

A の期間が 5 年また は 9 年に達したとき



【期間の数え方】

償還猶予期間は月単位で判断します。月の途中で休職した場合、その月については 業務に従事したものとして取り扱います。



休職に係る償還猶予期間は、7月から11月まで(5か月はカウントしません) 職場復帰に係る償還猶予期間は、12月から償還免除の対象となる月まで

現況届について

年に1度、償還猶予の条件を満たしているかどうかの確認のため「現況届」の提出を お願いします。時期は、例年10月下旬頃になります。

現況届は、償還猶予の条件を満たしているかの判断になる大切な届出になります。指 定の期日までに提出がない場合は、**償還の対象となる場合がありますので、ご注意くだ さい。**

【償還猶予の申請方法】

| 岩手県知る | 事 | 様 | | | | | ///: - / / | | | io ² tra |
|-------------|-------------|-------------|-----|-------|----------------------|--------|-----------------------|------------|-----------|---------------------|
| | | | | | | , | 借受者 | | | ① |
| | _ ~ | 雙職員修 | | | | | | | | 名·印鑑 |
| 看護職員何 | 修学資金の作 | | 受けた | いので | 、次の。 | とおり | 関係書類を | ·添えて、 | 申請しま | す。 |
| | ふ り 氏 | が な 名 | | | | | 生年月日 | | | |
| | 住 | 所 | (郵位 | 更番号 | |) | 電話番号 | (| |) |
| | | | | | | | | | | |
| 請 者 | 本 現在の養 | 籍 | | | | | | | | |
| | 現在の養 | | 学生0 | の場合は | 養成施 | 設、未 | 就業の場合 | はその旨を | 記入 | |
| | 現在の養 | 成施設等 | (郵位 | 更番号 | |) | 電話番号 | (| |) |
| | 又は勤務 | 先の所在 | | | | | | | | |
| | 地 | | | 1 | | | | | | |
| A de- | | | | | 賞 還 | 額 | | | | 0 円 |
| 肯受金額 | | | 円 | | 還免隊 | | ###A | | - +2 2 | 0 円 |
| | | 年 | 月から | 2 | 猶予申 時の 養 』 | .,,,,, | 信安玉 | 額と同額を | | 円 |
| 肯受期間 | | ' ′ | 月から | 設等名 | | PX NC | | | | |
| | 理由発生 | 上年月日 | | | 年 | 月 | 目 | % 1 | | |
| 請理由 | 償還猶予 | 希望期間 | | 年 | 月か | ŝ | 年 | 月まで | ※2 | |
| 明在田 | ※3 | | | | | | | | | |
| 青受時の | 期 | 間 | | | 勍 | 業場所 | 所又は養成 | 施設等 | | |
| でいる。 | 年 | 月から | , | | | | | | | |
| 产 卒 業 | 年 | 月まで | | | | | 後の、就職 | ・進学・休 | 敞な | |
| フは修 | 年 | 月から | | どにつ | いても | れなく | 2入 | | | |
| ()後の | 年 | 月まで | , | ••••• | | | | | | |
| 沈況 | 年 | 月から | | | | | | | | |

| | ※1 理由発生年月日 | ※2 償還猶予希望期間 | ※3 申請理由(例) | ※ 4 添付書類 |
|------------|---------------|-----------------------|----------------------------|----------------------|
| 申請① (進学) | 入学した日 | 在学期間 | ○○学校に進学したため | 在学証明書 |
| 申請② (就職) | 就職した日 | 5年間又は9年間 | ○○病院に看護師として就 職したため | 在職証明書 |
| 申請③ (休職) | 休職開始日 | 休職期間 | 育児休業取得のため | 病気けが:診断書 育休:在職証明書 |
| 申請④ (職場復帰) | 職場復帰した日 | 復職から償還免除の 要件を満たすまで | 再び特定施設で看護師の業 務に従事しているため | 在職証明書 |

8 償還(原則一括払)について

次のいずれかに該当した場合は償還となります。

- 貸付けが廃止されたとき
- ・卒業した課程の免許を取得できないとき
 - (注1編入学者は編入先で新たな免許取得が必要です。)
 - (注2助産師特別募集枠で貸付けを受けている方は、助産師免許取得が必要です。)
- 卒業後、ただちに特定施設に就業しないとき
- ・特定施設で業務に従事しない(しなくなった)とき (特定施設を退職し、1か月以内に特定施設に就業しない場合) (特定施設を退職し、岩手医科大学附属病院、県立中央病院に就業した場合)

注: 償還中の方がその後特定施設に就職したとしても、引き続き償還しなければなりません。

【償還計画について】

償還しなければならない理由が発生した日の属する月の翌月から起算して、借受期間 と同じ期間内に償還するよう計画を立ててください。

[例] 3年間借受けた人で就職から1年(令和11年3月31日)で特定施設を退職、 再就職先が特定施設でない場合(全額償還)

理由発生年月日:令和11年3月31日(特定施設を退職した日)

償還開始年月日:令和11年5月末日

償還終了年月日:令和14年4月末日

※月賦、半年賦を希望の場合は、担当者へご相談ください。

【償還計画変更について】

償還計画を変更したい場合は、償還方法変更承認申請書(P42)を提出してください。 なお、定められた償還期間を延長することはできません。

変更したい月の前月末までに手続きをしてください。

【遅延利息について】

万が一、納入期限までに償還しなかったときは、条例に定める計算方法による遅延利息を課すことになりますので注意してください。「利率:年14.6%〕

【償還の手続】

償還明細書(P41)を20日以内に提出してください。

なお、償還金は原則として口座振替払ですので、その手続を別途行っていただきます。

| | | | | | | 全 | てもれ | よく記入し | てく | ださい | | | | |
|------------------|------------------|----------|------|-------------|-------|-------------|-------|----------------|-----------------|----------------|---------------|----------|-------------|-------------------|
| | 月10号 | (第9 | 条、第 | 11条 | 関係) | | | | | | | | | |
| | ~ III / I | . | | 124 | | | | | | | 年 | 月 | 日 | |
| 岩 | 手県知事 | - | | 様 | | | | | / ** | 受者 | | | (EI) | |
| | | | | 看 | 誰 職 | 昌 修 当 | 色資 全 | : 償 還 明 | | | | | ⇧ | |
| 次の | のとおり |) 看護耶 | 戦員修 | | | 置します。 | | . K & 7 |) //H | | | 9 |][署名·印鑑 | |
| Š | ŋ | が | な | | | | | | 生: | 年月日 | | | 10、小河 | |
| 氏 | | | 名 | | | | | | | 十 万 日 | | | | |
| 住 | | | 所 | (郵便 | 番号 | |) [| 電話番号 | (| |) | | | |
| 本 | | 1 | 籍 | | | | | | | | | | | |
| | 対施設 | 名 | 林木 | | | の仕事の旨 | | | を記 | 入すること | 0 | | | |
| ・ デント・ 務先 | ては 勤 ま | 所在 | 地 | (郵便 | 番号 | |) 信 | 話番号 | (| |) | | | |
| 借 | 受 | 額 | 総額月 | 額 | | 円円 | 借 | 受 期 | 間 | ' ' | 月から 月まで | (管 | 箇月間) | |
| 僧 | 環 浴 | 客 額 | | | | 0 円 | 貸付 | けの休止 | · Ø | | 有• | 無 | | |
| 谱 | 還 免 | [A 方 | | | | 0 円 | 7 1 1 | 及び期間 | . • > | | 月から | , . | £ = ==\ | |
| 頂. | 逸 光 | | | | | UH | | 時の養成 | ÷ etc | 年 / | 月まで | (1 | | |
| 償還 | 置すべき | 金額 | 借到 | を額と「 | 司額を記 | 2入 円 | 設等 | | C IIE | | | | | |
| | 理 | | 由 | | | | | | | | | | | |
| 償 | 理由 | 発生年 | 月日 | | | 年 | 月 | 月 | i | 退学した日、 | 退職し | た日な | ど | |
| | 開始 | 1年) | 月日 | | | 年 | 月 | 目 | | 上の理由発 | 生年月E | 3の翌月 | 月末日 | |
| 還 | 終了 | 年丿 | 月日 | | | 年 | 月 | 日 | _ | 上の開始年 借受期間に | | | - • | |
| | 方 | | 法 | | 括払 | · 月 | 武(毎月 | 支払) | • | 半年賦 (半5 | Fごと支 | 払) | | |
| | | | | | | | | かを選択し | | 1 | | 1 | | |
| | 年月日 | | 賞還金額 | ~ (| 償退 | 量年月日 | | 償還金額 | | 償還年 | | 貸 | 還金額 | _ |
| | F 月 | _ | | <u>!!!l</u> | /#L+m | 年 | | | <u></u> | | 月 | | | <u>円</u> |
| 4 | F 月 F 月 | _ | | _(| 償還 | | | 金額を省 | | | <u>月</u> 月 | | | Т Т |
| | <u> </u> | | | L1 | | 午 | H [| | H | 1 + | 月 | <u> </u> | г | 1 |

9 償還免除について

次のすべての要件を満たした場合償還免除申請が可能となります。

- ①養成施設卒業時に看護職員の免許を取得すること
- > (僧環猶予の要件)
- ②卒業後ただちに特定施設に看護職員として就職すること
- ③業務従事期間(※)が60か月に達したこと
- ④病気・けがによる休職や育児休業以外に、業務を中断した期間が 1 か月以上ないこと

※「業務従事期間」とは

病気・けがによる休職や 育児休業を除いて計算 します。

(ア) 勤務先が5年施設の場合

そこで業務に従事した期間 (月数) そのものを指します。

(イ) 勤務先が9年施設の場合

業務に従事した期間 (月数) に <u>5/9 をかけたものを指し</u> ます。

実際の勤務日数と業務従事期間は異なります。

(ウ) 5年施設と9年施設の両方に勤務した場合

注意

(ア) と(イ) のそれぞれの方法により計算した業務従

事期間を合算したものを指します。

【償還免除申請の手続】

次の書類を **20 日以内**に提出してください。(提出がない場合は、免除にならない場合があります。また、償還になる場合もありますので、提出してください。)

- · 償還免除申請書 (P43)
- ・在職証明書(すべての勤務先の分 P50)

| ••••• | | | | 全てもれなく記入し | てください | | | | ; |
|----------------|------------|---------------|------------|---------------------------------------|-----------------|-------------|------------|------------|----------|
| 式第 12 号 | (第 11 纟 | 条関係) | | | | | | | |
| | | | | | 年 | 月 | 目 | | |
| 台手県知 事 | F | 様 | | 借受 | /_ | | ED . | | 名・ |
| | | | | 恒文1 | Ħ | | Ð | E | 4 |
| | | 看 護 | 職員修 | 学資金償還免 | 余申請書 | | | | |
| 看護職員個 | | | 除を受けた | いので、次のとお | り関係書類 | を添えて | 、申請し | ます。 | |
| | ふり | がな | | | 生 年 | 月日 | | | |
| | 氏 | 名 | (郵便番 | :문) | 電話番号(| | |) | |
| | 住 | 所 | (野)区田 |) | ₩ H H 7 | | | , | |
| 申請者 | 本 | 籍 | | | | | | | |
| - Hu - H | . 1 | | 5.D. 666 | | | | | | |
| | 現在のは動務が | | | | | | | | |
| | 現在の | | | (郵便番号 |) 電話 | 番号 (| |) | |
| | は勤務労 | | | (2).02 11 | , | | | , | |
| | | | | 既 償 還 免 | | | | 0 円 | |
| 曹受金额 | Į l | | 円 | 既 償 還 | | A11. | 5 A AT 1-1 | <u>0 ⊞</u> | |
| | | | | 償還免除申償還すべき | | 借物 | 受金額と | 同額 円 ○ ○ 円 | |
| | | 年 | 月から | | | | | 0 13 | |
| 告受 期間 | 1 | 年 | 月まで | 借受時の養成旅 | 設等名 | | | | |
| | 理由 | 発 生 | 年月日 | 年 | / • | 日 | | | |
| 申請理由 | | | | 償還猶予満了日 | | 751=/4·= | | | |
| | | 特正 | .他設にのい | \て引き続き○年間 | 有護師の系 | 防に仕事 | しににの | ' | |
| | 期 | | 間 | ————————————————————————————————————— | 就業場所又に | 養成施設 | ひ等 | | |
| 告受時の着 | ž | 年 | 月から | | | | | | |
| ョ文時の個 戈施設等卒 | - | 年 | 月まで | 上に記入した | 養成施設を至 | 卒業した | 後の、 | | |
| えた ととは修了 | | 年 | 月から | 就職・進学・作 | | | | | |
| 後の状況 | | <u>年</u> 年 | 月まで 月から | 記入 | | | } | | |
| | | 年 | 月まで | <u> </u> | | | | | |
| | トナ. ミエット フ | 事紙す | | ださい。 く 在 | 1 | | | | |

<u>免除の申請がなく、決定が出来ない場合は、県の債権として残り、償</u> <u>還を求めることになります。申請の時期になりましたら、必ずお手続</u> きをするようお願いします。

10 償還金の一部免除について

特定施設での業務従事期間が借受期間よりも長いときは償還金の一部が免除されます。 (注:借受期間が2年未満の場合は業務従事期間が2年以上であること。)

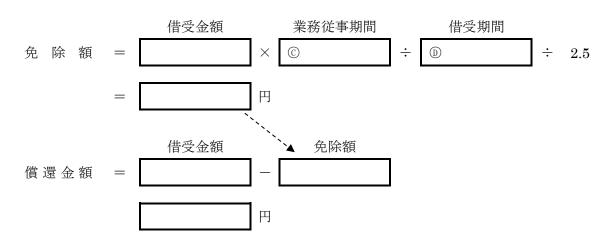
●一例として・・・

36 か月貸付 9年施設で36 か月勤務した後、償還が決定した場合は、

業務従事期間(20か月)=36×5/9 よって、借受期間以上業務に従事していないので全額償還となります。

| 5年施設での勤務期間 | <i>──</i> | A | か月 |
|------------|-----------------------------|------------|----|
| 9年施設での勤務期間 | ×5/9= | B | か月 |
| 業務従事期間 | $\mathbb{A} + \mathbb{B} =$ | © | か月 |
| 借受期間 (2年未満 | 54月]) | (b) | か月 |

のよりも©が大き い場合、一部免除



【一部免除申請について】

この申請を行うときは必ず償還(一部)免除申請と償還明細書の両方の手続を同時に行ってください。

| (メモ) |
|-------------------|
| 借受金額 |
| 総額 円 |
| 月額 円 |
| |
| 借受期間 |
| 令和7年4月 から 令和年月 まで |
| 借受時の養成施設 |
| 連帯保証人(2名) |



業務従事期間を数える時に使うと便利ですよ(^^♪

| 卒業後 | 月 年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 1年目 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
| 2年目 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
| 3年目 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
| 4年目 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
| 5年目 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
| 6年目 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
| 7年目 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
| 8年目 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
| 9年目 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
| 10年目 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

≪例 5年施設のみで従事した場合の数え方です。≫

| | 月 年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|--------|----|------------|-----|----|-----|------|-----|------|-----------|----------|---------|-------|
| 1年目 | R10 年度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11) | 12 |
| 2年目 | R11 年度 | 13 | 14) | 15) | 16 | 17) | 18) | 19 | 20 | 21) | 22 | 23 | 24) |
| 3年目 | R12 年度 | 25 | 26 | 27) | 28 | 29 | 30 | 31) | 32 | 33 | 34) | 35 | 36 |
| 4年目 | R13 年度 | 3 | 38 | 39 | 40 | 41) | 8/10 | ←育休 | (9~3 | 月の | ⑦か月 | 間猶予 | →) → |
| 5年目 | R14 年度 | 42 | 43 | 44) | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 6 | | 63 |
| 6年目 | R15 年度 | 9 | 6 5 | 69 | 67 | 8 | 9 | 60 | | | | | |

____ R15.11.1 免除

11 号手県看護職員修学資金貸付条例

- 岩手県看護職員修学資金貸付条例施行規則
- 様式集 (コピーしてお使いください)

様式第6号 借用証書

様式第7号 特別貸付申請書

様式第10号 償還明細書

様式第11号 償還方法変更承認申請書

様式第 12 号 償還免除申請書

様式第13号 償還猶予申請書

様式第 17号 学業等状況証明書

様式第 18号 貸付辞退届

様式第 19号 死亡届

様式第20号 連帯保証人変更届

休学•復学•退学届

在職証明書

変更届

昭和 37 年 9 月 29 日 条例第 39 号

看護職員修学資金貸付条例をここに公布する。

看護職員修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、看護職員養成施設に在学する者及び大学院修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者に対し、看護職員修学資金(以下「修学資金」という。) を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、県内の看護職員等の確保及び資質の向上を図ることを目的とする。

(一部改正 [昭和 49 年条例 31 号・50 年 7 号・平成 14 年 23 号])

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 看護職員 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)に 規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
 - (2) 看護職員養成施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 法第19条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知 事の指定した保健師養成所
 - イ 法第20条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した助産師養成所
 - ウ 法第21条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣の指定した大学若しくは学 校又は都道府県知事の指定した看護師養成所
 - エ 法第22条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した准看護師養成所
 - (3) 大学院修士課程 学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の修 士課程(看護を専門分野にするものに限る。)をいう。
 - (4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号に規定する施設をいう。
 - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(以下「病院」という。)のうち次に掲げる病院
 - (ア) 病床数が500床未満の病院
 - (イ) 病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
 - (ウ) 65 歳以上の患者の入院比率が60パーセント以上の病院であって、規則で定める病院以外の病院
 - イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
 - ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関であって独立行政法人国立病院機構の設置するもの
 - エ 児童福祉法第10条の2第1項に規定するこども家庭センター

- オ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- カ 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所
- キ 地域保健法第18条第1項に規定する市町村保健センター
- ク 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- ケ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- コ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)
- サ 介護保険法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予 防サービス事業(同条第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。)を行う 事業所
- シ 看護職員養成施設
- ス アからシまでに掲げるもののほか、法令の規定により看護職員の配置が必要とされる施設等であって規則で定めるもの
- (5) 大学院特定施設等 次に掲げる県内の施設等をいう。
 - ア 前号アからスまでに掲げる施設等
 - イ 病院のうち前号アに掲げる病院以外の病院

(一部改正 [昭和 49 年条例 31 号・50 年 7 号・51 年 58 号・61 年 38 号・平成 3 年 2 号・47 号・5 年 44 号・7 年 15 号・10 年 40 号・12 年 55 号・84 号・13 年 4 号・14 年 23 号・60 号・15 年 50 号・16 年 43 号・18 年 12 号・63 号・19 年 81 号・23 年 25 号・24 年 33 号・26 年 115 号・27 年 31 号・29 年 20 号・30 年 22 号・令和 5 年 18 号・6 年 36 号〕)

(貸付け)

第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者で将来特定施設等において看護職員の業務(こども家庭センターにあっては助産師の業務に、保健所及び市町村保健センターにあっては保健師の業務に限り、看護職員養成施設にあっては規則で定める教員の業務をいう。以下同じ。)に従事しようとするもの又は保健師、助産師若しくは看護師の免許を取得し、かつ、大学院修士課程に現に在学している者で将来大学院特定施設等において看護職員の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。

(一部改正 [昭和 50 年条例 7 号・61 年 38 号・平成 7 年 15 号・14 年 23 号・60 号・23 年 25 号・29 年 20 号・令和 5 年 18 号・6 年 36 号])

(保証人)

- 第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、知事の定めるところにより、保証人2人を 立てなければならない。
- 2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)と連帯して債務 を負担するものとする。

(一部改正 [昭和 49 年条例 31 号])

(貸付金額)

- 第5条 修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で知事が定める額とする。
 - (1) 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学している者
 - ア 国立又は公立の場合 月額 51,000 円
 - イ 私立の場合 月額60,000円
 - (2) 第2条第2号エに掲げる看護職員養成施設に在学している者
 - ア 国立又は公立の場合 月額 23,000 円
 - イ 私立の場合 月額 35,000円
 - (3) 大学院修士課程に在学している者 月額88,000円

(全部改正〔平成 3 年条例 47 号〕、一部改正〔平成 14 年条例 23 号・21 年 11 号〕) (貸付方法)

第6条 修学資金は、貸付けを開始した月から借受者が看護職員養成施設を卒業し、又は大学院修士課程を修了する月までの間における正規の修学年限を超えない期間、毎月貸し付けるものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ2月分又は3月分をあわせて貸し付けることができる。

(一部改正〔平成 14 年条例 23 号〕)

(貸付の廃止)

- 第7条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けを廃止するものとする。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸付けの休止)

第8条 知事は、借受者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸し付けられたものとみなす。

(償還)

第9条 看護職員養成施設に在学している期間に貸付けを受けた修学資金(以下「養成施設修 学資金」という。)は、借受者に次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、そ の理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間(前条の規定により 修学資金の貸付けが行われなかった修学資金に係る期間を除く。以下同じ。)に相当する期 間(第11条の規定により償還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、知事の定めるところにより、償還しなければならない。

- (1) 第7条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたとき。
- (2) 当該看護職員養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員としての免許を取得しなかったとき。
- (3) 看護職員としての免許を取得した後直ちに特定施設等(県内の医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院において3年以上看護職員の業務に従事した経験のない者にあっては、訪問看護事業所を除く。以下同じ。)において看護職員の業務に従事しなかったとき。
- (4) 次条第1項の規定による償還債務の免除を受ける前に看護職員の業務外の理由により 死亡し、又は特定施設等において看護職員の業務に従事しなくなったとき。
- 2 大学院修士課程に在学している期間に貸付けを受けた修学資金(以下「大学院修学資金」という。)は、借受者に次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の5倍に相当する期間(第11条の規定により償還債務の履行が猶予されたときは、この期間の5倍に相当する期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、知事の定めるところにより、償還しなければならない。
 - (1) 前項第1号又は第4号に掲げる事項
 - (2) 大学院修士課程修了後1年を経過するまでに大学院特定施設等(医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院において3年以上看護職員の業務に従事した経験のない者にあっては、訪問看護事業所を除く。以下同じ。)において看護職員の業務に従事しなかったとき。
- 3 修学資金は、無利息とする。
- 4 借受者は、正当な理由がなくて修学資金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6パーセント(当該償還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。
- 5 前項の遅延利息の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(一部改正 〔昭和 40 年条例 29 号・45 年 39 号・50 年 7 号・61 年 38 号・平成 14 年 23 号・60 号・23 年 25 号・30 年 22 号〕)

(償還の免除)

- 第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、養成施設修学資金の償還 債務を免除するものとする。
 - (1) 当該看護職員養成施設卒業後、他種の看護職員養成施設又は大学院修士課程への進学、 病気、負傷その他やむを得ない理由により看護職員の業務に従事できなかった期間を除 き、特定施設等において引き続き看護職員の業務に従事した期間(当該特定施設等が第2 条第4号アに掲げる病院のうち病床数が200床以上の病院(同号ア(イ)及び(ウ)に掲げる

ものを除く。)である場合は、引き続き看護職員の業務に従事した期間に9分の5を乗じて得た期間。以下「業務従事期間」という。)が5年に達したとき。ただし、他種の看護職員養成施設又は大学院修士課程への進学、病気、負傷その他やむを得ない理由がなくて当該看護職員養成施設卒業後1年を経過するまでに看護職員としての免許を取得できなかったとき及び看護職員としての免許取得後直ちに特定施設等において看護職員の業務に従事しなかったときを除く。

- (2) 前号に規定する業務の従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、大学院修学資金の償還債務を免除するものとする。
 - (1) 当該大学院修士課程修了後、大学院特定施設等において、大学院の博士課程(看護を専門分野にするものに限る。以下同じ。)への進学、病気、負傷その他やむを得ない理由により看護職員の業務に従事できなかった期間を除き、引き続き5年間看護職員の業務に従事したとき。ただし、大学院の博士課程への進学、病気、負傷その他やむを得ない理由がなくて当該大学院修士課程修了後1年を経過するまでに大学院特定施設等において看護職員の業務に従事しなかったときを除く。
 - (2) 前号に規定する業務の従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 3 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金のうち当該各号に定め る額を免除することができる。
 - (1) 死亡し、又は心身障害により修学資金を償還することができなくなったとき。償還債務の額(履行期が到来していない部分に限る。以下同じ。)の全部又は一部
 - (2) 養成施設修学資金の貸付けを受けた者の業務従事期間が養成施設修学資金の貸付け を受けた期間に相当する期間以上であるとき。業務従事期間を養成施設修学資金の貸付 けを受けた期間(この期間が2年に満たないときは、2年とする。)の2分の5に相当する 期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額

(一部改正 [昭和 50 年条例 7 号・57 年 29 号・61 年 38 号・平成 3 年 47 号・5 年 44 号・10 年 40 号・14 年 23 号・60 号・23 年 25 号])

(償還の猶予)

- 第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が 継続する間、修学資金の償還債務の履行を猶予するものとする。
 - (1) 第7条の規定により修学資金の貸付けを廃止された後も引き続き当該看護職員養成施設又は大学院修士課程に在学しているとき。
 - (2) 当該看護職員養成施設を卒業後さらに他種の看護職員養成施設又は大学院修士課程に在学しているとき。
 - (3) 当該大学院修士課程を修了後さらに大学院の博士課程に在学しているとき。
- 2 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の償還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 当該看護職員養成施設卒業後、特定施設等において看護職員の業務に従事しているとき。
- (2) 当該大学院修士課程修了後、大学院特定施設等において看護職員の業務に従事しているとき。
- (3) 病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき。

(一部改正 [昭和 50 年条例 7 号・61 年 38 号・平成 14 年 23 号])

(補則)

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年度分の修学資金から適用する。

(一部改正〔平成 23 年条例 25 号〕)

2 当分の間、第9条第4項に規定する年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(追加〔平成 23 年条例 25 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 44 号・令和 2 年 57 号〕)

3 前項の規定の適用がある場合における遅延利息の額の計算において、同項に規定する加算 した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは年 0.1 パーセントの割合とする。

(追加〔令和2年条例57号〕)

附 則(昭和 40 年 3 月 26 日条例第 29 号)抄

1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月28日条例第24号)

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の看護職員修学資金貸付条例の規定に基づき修学資金の貸付けを受けている者に対する修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(昭和 45 年 7 月 6 日条例第 39 号)抄

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第12条 第2条及び第4条から第11条までの規定による改正後の条例の規定(他の条例の規定において準用する場合を含む。)に定める延滞利子、遅延利息及び延滞利息の額の計算に

附 則(昭和45年7月6日条例第39号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条及び第4条から第11条までの規定による改正後の条例の規定(他の条例の規定において準用する場合を含む。)に定める延滞利子、遅延利息及び延滞利息の全部又は一部でこの条例の施行日前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

附 則(昭和47年7月20日条例第22号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和 47 年 3 月 31 日以前に看護職員修学資金貸付条例第 2 条第 2 号に規定する看護職員養成施設に入学した者に対する修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和49年8月1日条例第31号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 昭和49年3月31日以前に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成施設に入学した者に対する修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和50年3月24日条例第7号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年7月18日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 昭和50年3月31日以前に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成施設に入学した者に対する修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和51年7月20日条例第58号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例第 5条の規定は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和 51 年 3 月 31 日以前に看護職員修学資金貸付条例第 2 条第 2 号に規定する看護職員養成施設に入学した者に対する看護職員修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和52年3月26日条例第9号)

- 1 この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成施設に入学した者に対する看護職員修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和53年3月27日条例第8号)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成施設に入学した者に対する看護職員修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和54年3月13日条例第12号)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号アからウまでに規定する 看護職員養成施設に入学した者に対する看護職員修学資金の貸付けについては、なお従前 の例による。

附 則(昭和55年3月25日条例第20号)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成 施設に入学した者に対する看護職員修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和56年3月27日条例第6号)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成 施設に入学した者に対する看護職員修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和57年10月12日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年7月29日条例第38号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の 規定は、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 昭和61年3月31日以前に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成施設に入学した者に対する修学資金の貸付け及び当該修学資金に係る償還については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年7月15日条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 昭和 61 年 3 月 31 日以前に看護職員修学資金貸付条例第 2 条第 2 号に規定する看護職員養成施設に入学した者に対する修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成元年 10 月 12 日条例第 65 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年3月31日以前に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成 施設に入学した者に対する修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成3年3月1日条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の規定は、平成2年3月以後に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成施設(以下「養成施設」という。)を卒業した者及び卒業する者に係る修学資金について適用し、同月前に養成施設を卒業した者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成3年10月15日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例(以下「改正後の条例」という。)第5 条の規定は、平成3年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に看護職員修学資金 貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成施設(以下「養成施設」という。)に入学し た者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定(第5条を除く。)は、平成3年3月以後に養成施設を卒業した者及び 卒業する者に係る修学資金について適用し、同月前に養成施設を卒業した者に係る修学資 金については、なお従前の例による。

附 則(平成5年12月17日条例第44号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例(以下「改正後の条例」という。)第10条(第1項第1号ウを除く。)の規定は、平成5年4月1日以後に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成施設(以下「養成施設」という。)に入学した者に係る修学資金について適用し、同日前に養成施設に入学した者に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第10条第1項第1号ウの規定は、平成5年3月以後に養成施設を卒業した者 及び卒業する者に係る修学資金について適用し、同月前に養成施設を卒業した者に係る修 学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月17日条例第15号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年7月15日条例第40号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の 規定(第2条第3号イの規定を除く。)は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成10年3月31日以前に看護職員修学資金貸付条例第2条第2号に規定する看護職員養成施設に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 7 月 14 日条例第 55 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の 規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 平成12年3月31日以前に貸付けの決定を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月18日条例第84号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月15日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第23号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改正規 定並びに第3条中「助産婦」を「助産師」に、「保健婦及び保健士」を「保健師」に改める改 正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月9日条例第60号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の 規定は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 平成14年3月31日以前に貸付けの決定を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成15年7月14日条例第50号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年7月12日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 19 日条例第 63 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月18日条例第81号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第11号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例第5条の規定は、この条例の施行の日 以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者につい ては、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月16日条例第25号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に 貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、 なお従前の例による。

附 則(平成24年3月27日条例第33号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第44号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に 貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、 なお従前の例による。

附 則(平成26年12月22日条例第115号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第31号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日条例第20号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第22号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月14日条例第57号)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例附則第2項及び第3項の規定は、遅延 利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間 に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月28日条例第18号)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に 貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、 なお従前の例による。

附 則(令和6年3月27日条例第36号) この条例は、令和6年4月1日から施行する。

昭和 37 年 12 月 21 日 規則第 69 号

看護職員修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

看護職員修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、看護職員修学資金貸付条例(昭和37年岩手県条例第39号。以下「条例」 という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔昭和55年規則75号〕)

(規則で定める病院)

- 第1条の2 条例第2条第4号 $P(\dot{p})$ の規則で定める病院は、次のとおりとする。
 - (1) 医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 19 条に規定する員数の医師並びに看護師及び准看護師を有していると知事が認める病院
 - (2) 次に掲げる診療科名の一のみを標ぼうする病院(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項の規定により許可を受けた病床の数が49以下のものに限る。)であって、当該病院に入院する患者1人当たりの入院日数が30日未満であるものとして知事の承認を受けたもの

外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小 児外科、ひ尿器科、こう門科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科及び気 管食道科

(3) 地域の実情に照らし特別の事情があると知事が認める病院 (追加〔平成 10 年規則 115 号〕、一部改正〔平成 11 年規則 58 号・14 年 6 号・16 年 74 号〕)

(規則で定める施設等)

- 第1条の3 条例第2条第4号スの規則で定める施設等は、次のとおりとする。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち乳 児院、児童発達支援センター(主として重症心身障害児(同条第2項に規定する重症心身 障害児をいう。以下同じ。)を通わせるものに限る。)及び児童心理治療施設
 - (2) 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のうち、同法第21条の5の2第1号に掲げる児童発達支援を行う事業所(主として重症心身障害児を通わせるものに限り、同法第7条第1項の児童発達支援センターであるものを除く。)
 - (3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設(主として自閉症児(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する自閉症児をいう。)又は肢体不自由(同法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童を入所させるものに限る。)
 - (4) 医療法第2条第1項に規定する助産所
 - (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設

- (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (7) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム(軽費老人ホームの設備及び運営に 関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定するものに限る。)
- (9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第7項に規定する通所介護、同条第9項に規定する短期入所生活介護及び同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。)を行う事業所
- (10) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域 密着型サービス事業(同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条 第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介 護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第22項に規定す る地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービ スを行う事業に限る。)を行う事業所
- (11) 介護保険法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護及び同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業に限る。)を行う事業所
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)に限る。)に限る。)を行う事業所

(追加〔平成 23 年規則 23 号〕、一部改正〔平成 23 年規則 48 号・24 年 14 号・25 年 33 号・26 年 74 号・27 年 46 号・28 年 13 号・29 年 12 号・30 年 14 号・57 号・令和 6 年 58 号〕)

(規則で定める教員の業務)

第1条の4 条例第3条の規則で定める教員の業務は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)に規定する専任教員の業務とする。

(追加〔平成23年規則23号〕)

(貸付けの申請)

第2条 条例第3条の規定により看護職員修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める様式による看護職員修学資金貸付申請書に、在学している看護職員養成施設又は大学院修士課程を置く大学(以下「養成施設等」という。)の長の学業及び人物についての所見を記載した別に定める様式による推薦書を添付して、知事に提出しなければならない。

(一部改正 [昭和 55 年規則 75 号・平成 14 年 29 号・23 年 23 号])

(保証人)

- 第3条 条例第4条第1項に規定する保証人(以下「保証人」という。)のうち1人は、申請者の父、母、親権者又は後見人でなければならない。ただし、これらの者がない場合は、この限りでない。
- 2 保証人のうち1人は、県内に住所を有する者でなければならない。

(全部改正〔昭和55年規則75号〕)

(貸付けの決定)

第4条 知事は、第2条の看護職員修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、 修学資金を貸し付けることを適当と認めたときは別に定める様式による看護職員修学資金 貸付決定通知書により、修学資金を貸し付けることを不適当と認めたときは別に定める様 式による看護職員修学資金貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(一部改正 [昭和 55 年規則 75 号·平成 23 年 23 号])

(誓約書)

第5条 前条の規定による修学資金の貸付決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から 20日以内に、別に定める様式による誓約書を知事に提出しなければならない。

(一部改正 [昭和 55 年規則 75 号·平成 23 年 23 号])

(借用証書)

第6条 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、修学資金の貸付けが完了 したとき、又は条例第7条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたときは、在学した 養成施設等ごとに、既に貸付けを受けた修学資金の総額に対する別に定める様式による看 護職員修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。ただし、借受者が第12条の規 定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けたときは、この限りでない。

(全部改正 [昭和 55 年規則 75 号]、一部改正 [平成 14 年規則 29 号・23 年 23 号]) (特別貸付け)

- 第7条 条例第6条ただし書の規定によりあらかじめ2月分又は3月分を合わせて修学資金の貸付けを受けようとする者は、別に定める様式による看護職員修学資金特別貸付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の看護職員修学資金特別貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、 合わせて貸し付けることを適当と認めたときは別に定める様式による看護職員修学資金特 別貸付決定通知書により、合わせて貸し付けることを不適当と認めたときは別に定める様 式による看護職員修学資金特別貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(一部改正〔昭和 40 年規則 18 号・55 年 75 号・平成 23 年 23 号〕)

(償還方法)

第8条 修学資金の償還方法は、一括払又は月賦若しくは半年賦の償還とする。

(一部改正 [昭和 55 年規則 75 号])

(償還明細書)

- 第9条 条例第9条第1項各号又は第2項各号に掲げる理由が生じたことにより修学資金を償還しなければならない者(第12条の規定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けた者を除く。)は、当該理由の生じた日(第12条の規定による償還債務の履行の猶予の決定の通知を受けた者にあっては、当該猶予の期間満了の日)から20日以内に、別に定める様式による看護職員修学資金償還明細書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により看護職員修学資金償還明細書を提出した者が修学資金の償還方法又は償還額を変更しようとするときは、別に定める様式による看護職員修学資金償還方法変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(一部改正 [昭和 55 年規則 75 号・平成 23 年 23 号])

(業務の従事期間の計算)

第10条 条例第10条の規定による業務の従事期間の計算については、月数によるものとする。 この場合において、1月未満の端数を生じたときは、これを1月に切り上げて計算するもの とする。

(追加 [昭和 55 年規則 75 号])

(償還の免除等)

- 第11条 条例第10条の規定による償還債務の免除を受けようとする者は、当該理由の生じた 日から20日以内に、別に定める様式による看護職員修学資金償還免除申請書に次に掲げる 書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1) 条例第10条第1項第1号又は第2項第1号に該当する者であるときは、在職証明書
 - (2) 条例第10条第1項第2号又は第2項第2号に該当する者であるときは、死亡診断書 又は心身の故障の程度を証する診断書
 - (3) 条例第10条第3項第1号に該当する者であるときは、死亡診断書又は心身障害の程度を証する診断書及び看護職員修学資金償還明細書
 - (4) 条例第10条第3項第2号に該当する者であるときは、在職証明書及び看護職員修学 資金償還明細書
- 2 条例第 11 条の規定による償還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた 日から 20 日以内に、別に定める様式による看護職員修学資金償還猶予申請書に次に掲げる 書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1) 条例第11条第1項各号のいずれかに該当する者であるときは、在学証明書
 - (2) 条例第11条第2項第1号又は第2号に該当する者であるときは、在職証明書
 - (3) 条例第 11 条第 2 項第 3 号に該当する者であるときは、診断書又は理由書 (全部改正 [昭和 55 年規則 75 号]、一部改正 [昭和 57 年規則 51 号・平成 8 年 8 号・10 年 115 号・23 年 23 号])

(償還の免除等の決定等)

第12条 知事は、前条の看護職員修学資金償還免除申請書又は看護職員修学資金償還猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還を免除し、又は償還を猶予することを適当と認めたときは別に定める様式による看護職員修学資金償還免除決定通知書又は別に定める様式による看護職員修学資金償還猶予決定通知書により、償還を免除し、又は償還を

猶予することを不適当と認めたときは別に定める様式による看護職員修学資金償還免除 (償還猶予)不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(一部改正 [昭和 55 年規則 75 号·平成 23 年 23 号])

(学業等状況証明書)

第13条 借受者は、修学資金の貸付けを受けた年の翌年から貸付けが完了するまでの間、毎年4月20日までに、別に定める様式による学業等状況証明書を知事に提出しなければならない。

(全部改正〔昭和 55 年規則 75 号〕、一部改正〔平成 8 年規則 8 号・23 年 23 号〕) (届出)

- 第14条 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、別に定める様式による修 学資金貸付辞退届を知事に提出しなければならない。
- 2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第2号から第5号まで又は第7号に該当するときは、その旨を証する養成施設等の長の書類を添付しなければならない。
 - (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - (5) 復学したとき。
 - (6) 保証人の氏名、住所、本籍又は職業に変更があったとき。
 - (7) 卒業したとき。
 - (8) 看護職員の免許を取得したとき。
 - (9) 看護職員の業務に従事したとき。
 - (10) 看護職員の業務に従事しなくなったとき。
 - (11) 勤務先を変更したとき。
 - (12) その他知事が別に定める事由が生じたとき。
- 3 保証人は、借受者が病気その他やむを得ない理由により前2項の届出をなし得ないときは、 借受者に代わりこれを届け出なければならない。
- 4 保証人は、借受者が死亡したときは、直ちに、別に定める様式による死亡届に死亡診断書 又は借受者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。
- 5 借受者は、保証人の死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するときは、別に定める様式による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

(一部改正 [昭和 55 年規則 75 号・平成 8 年 8 号・14 年 29 号・16 年 110 号・23 年 23 号])

(貸付台帳等)

第15条 知事は、修学資金の貸付けを行ったときは、別に定める様式による看護職員修学資金貸付台帳及び別に定める様式による看護職員修学資金貸付整理簿を備え付け、所要事項を記載するものとする。

(一部改正 [昭和 55 年規則 75 号・平成8年8号・23年23号])

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年3月26日規則第18号)抄

1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年9月19日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年10月12日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第66号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出し、又は通知する申請書等又は通知書について適用し、施行日前に提出し、又は通知した申請書等又は通知書については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月13日規則第8号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年7月15日規則第115号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第58号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月28日規則第6号)抄

1 この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第29号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の看護職員修学資金貸付条例施行規則に規定する様式による用紙は、 当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成16年7月12日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日規則第 110 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

3 施行日前にされた破産の宣告に係る届出の義務に関するこの規則による改正前の看護職員 修学資金貸付条例施行規則(中略)の規定の適用については、なお従前の例による。 附 則(平成23年3月29日規則第23号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付条例施行規則に規定する別に定める様式は、 この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書等について適用し、 同日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の看護職員修学資金貸付条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成23年7月15日規則第48号)

この規則は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成 22 年法律第71号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成24年3月27日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は平成25年4月1日から、表3の項の改正部分は平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日規則第 74 号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第46号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中表 2 の項の改正部分は、 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定を受けている者(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行うものに限る。)が施行日以後も引き続き整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第53条第1項本文の指定に係る当該介護予防通所介護の事業を行う場合における当該事業に係る事業所(以下「旧介護予防通所介護事業所」という。)については、第1条(表1の項の改正部分に限る。)の規定による改正前の看護職員修学資金貸付条例施行規則別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第1条(表1の項の改正部分に限る。)の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第1条(表1の項の改正部分に限る。)の規定による改正前の看護職員修学資金貸付条例施行規則第1条の3第11号中「同条第7項」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定によ

る改正前の介護保険法第8条の2第7項」と、第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則別表中「介護保険法」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法」とする。

- 3 この規則の施行の際、現に看護職員修学資金貸付条例(昭和37年岩手県条例第39号)第11条第2項の規定により償還債務の履行の猶予を受けている者であって、施行日前に旧法第53条第1項本文の指定に係る旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う事業所において看護職員の業務に従事していたものについては、当該業務に従事していた期間に係る第1条(表1の項による改正部分に限る。)の規定による改正後の看護職員修学資金貸付条例施行規則第1条の3の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定は、整備法附則第11条の厚生労働省令で定める日又は整備法附則第14条第1項の市町村の条例で定める日において、看護職員修学資金貸付条例第11条第2項の規定により償還債務の履行の猶予を受けている者であって、施行日から整備法附則第11条の厚生労働省令で定める日又は整備法附則第14条第1項の市町村の条例で定める日までの間に旧介護予防通所介護事業所において看護職員の業務に従事していたものについて準用する。

附 則(平成28年3月22日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日規則第14号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月19日規則第57号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年7月16日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第6号(第6条関係)

収入印紙はり付け

看護職員修学資金借用証書

年 月 日

岩手県知事 様

借受者住
所

氏 名 ⑩

卒業又は修了養 成施設等の名称

連帯保証人 住 所

氏 名 🗊

連帯保証人 住 所

氏 名

借用金額 金 円 (月額 円)

貸付期間 年 月から 年 月まで

看護職員修学資金として、上記の金額を借用しました。

岩手県知事 様

借受者

看護職員修学資金特別貸付申請書

看護職員修学資金の 年 月分から 年 月分まで合わせて貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

| 貸付 | 付希 | 望金 | 含額 | | | 円 | 年 | 月分から | 年 | 月分まで | |
|----|----------|----|----|-------|----|----|-------|------|-----|------|---|
| 申 | 1 | 書 | 者 | 氏 | | 名 | | | | | |
| | | | | 生年 | 月 | 日 | | | | | |
| | | | | 住 | | 所 | (郵便番号 |)電話 | 番号(| |) |
| | | | | 美比坛 | 名 | 称 | | | | | |
| | | | | 養成施設等 | 所名 | 王地 | (郵便番号 |)電話 | 番号(| |) |
| 申 | 請 | 理 | 由 | | | | | | | | |

岩手県知事 様

借受者

看護職員修学資金償還明細書

次のとおり看護職員修学資金を償還します。

| | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------|------------------|----------|----|----------|-------------|-------------|------------------|------------------------|----------|----------|------------------|-------------|----------|------------------|---|-------------|
| \$ | り | が | | な | | | | | | | 4 | 三年 | 月日 | | | | |
| 氏 | | | | 名 | | | | | | | | | | | | | |
| 住 | | | | 所 | (| 郵便 | 番号 | |) | 電話 | 番号 | (| | | |) | |
| 本 | | | | 籍 | | | | | | | | | | | | | |
| 養成 | 施設 | ,有 | 7 | 称 | | | | | | | | | | | | | |
| 等又的勤務分 | ţ | | 斤在 | 地 | (| 郵便 | 番号 | |) | 電話 | 番号 | (| | | |) | |
| 借 | 受 | | 額 | 総 | ·額 月客 | 頁 | F. | 1 1# | 受 | 期 | 間 | | | | から まで | (| 箇月間) |
| 償業 | 眾 注 | 斉 | 額 | | | | P. | , , | | の付 | | | | | 有・ | 無 | |
| 償 還 | 免 | 除 | 額 | | | | Д | | 有無 | 及て | が期 | | 年年 | | から まで | (| 箇月間) |
| 償還? | すべき | き金 | 額 | | | | μ. | 1 1 | 受 時 没等 [。] | :の養 名 | | | | | | | |
| | 理 | | | | 由 | | | | | | | | | | | | |
| | 理日 | 由発 | 生 | 年月 | 日 | | | 年 | | 月 | | Ħ | | | | | |
| 償還 | 開 | 始 | 年 | 月 | 日 | | | 年 | | 月 | | 目 | | | | | |
| | 終 | 了 | 年 | 月 | 日 | | | 年 | | 月 | | 日 | | | | | |
| | 方 | | | | 法 | _ | 一括払 ・ | 月 | 賦 | • | 半年月 | 武 | | | | | |
| 償還 | 年月 | 日 | | 償還 | 是金 | 頂 | 償還年 | 月日 | 1 | 賞還会 | 金額 | 1 | 賞還 | 年月 | 日 | 1 | 賞還金額 |
| 左 | F | 月 | | | | 円 | 年 | 月 | | | F | } | 年 | Ē | 月 | | 円 |
| 左 | F | 月 | | | | 円 | 年 | 月 | | | F |] | 年 | Ē | 月 | | 円 |
| 左 | F | 月 | | | | 円 | 年 | 月 | | | Р |] | 年 | i | 月 | | 円 |
| 左 | F | 月 | | | | 円 | 年 | 月 | | | F |] | 年 | i | 月 | | 円 |
| 左 | E. | Н | | | | | l . | - | | | | | H | | | | 円 |
| _ | Γ | 月 | | | | 円 | 年 | 月 | | | F |] | 年 | • | 月 | | |
| 左 | F E | 月 | | | | 円円 | 年年 | 月 月 | | | F | - | 年 | | 月月月 | | 円 |
| | | | | | | | | | | | |] | | : | | | |
| 左 | F | 月 | | | | 円 | 年 | 月 | | | Д | 3 | 年 | <u> </u> | 月 | | 円 |
| 左 | F F | 月月 | | | | 円円 | 年年 | 月月 | | | F | 3 3 3 | 年 | | 月月 | | 円円 |
| 在 | F F | 月 月 月 | | | | 円 円 円 | 年 年 年 | 月 月 月 | | | F. |]]] | 年年 | | 月 月 月 | | 円 円 円 |
| £ £ | F F F | 月 月 月 月 | | | | 円 円 円 | 年 年 年 | 月 月 月 月 | | | F F | 3 3 3 3 | 年 年 年 | | 月 月 月 月 | | 円 円 円 |

岩手県知事 様

借受者

看護職員修学資金償還方法変更承認申請書

看護職員修学資金の償還方法(償還額)の変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

| s | り |) | が | | な | Ì | | | | | | | 生 | 午 | 月 | | | | | | |
|---------|--|----|--------------|-----|-----|----------|----|-----|----|----------|---|----|----|---|----|---|---|---|----|---|---|
| 氏 | | | | - 2 | 名 | | | | | | | | Ξ. | + | Л | Н | | | | | |
| 住 | | | | Ī | 所 | (į | 郵值 | 更番号 | | |) | 電話 | 舌番 | 号 | (| | | |) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 養 | 成施 | 設 | 名 | 7 | 称 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 等 | 又は | | 所 7 | 在: | 地 | į) | 郵值 | 更番号 | | |) | 電話 | 香香 | 号 | (| | | |) | | |
| 勤 | 務先 | | | | | <u> </u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 僧 | 還す | べき | き全犯 | 貊 | | | | | | 佳 | 当 | | 受 | | 額 | | | | | | 円 |
| (尺) | (E) | | - 业 i 残額) | | | | | | 円 | 償 | 鬒 | 還 | ď | 车 | 額 | | | | | | 円 |
| | | | | , | | | | | | 償 | 1 | 還 | 免 | 除 | 額 | | | | | | 円 |
| | | | | | | | | 変 | 更 | <u>į</u> | | | | 前 | 変 | | | 更 | | | 後 |
| 償 | 還 | 開 | 始 | 年 | .) | Ħ | 日 | | 年 | | 月 | | 日 | | | | 年 | | 月 | 日 | |
| 償 | 還 | 終 | 了 | 年 | :) | Ħ | 日 | | 年 | | 月 | | 日 | | | | 年 | | 月 | 日 | |
| <u></u> | 括払、 | 、月 | 賦、 | 半生 | 年貶 | 武の別 | 別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 変 | 更し | よ | うと | : す | うる | 理 | 由 | | | | | | | | | | | | | | |
| 変 | | 償 | 還年 | 月日 | ∃ | | | 償還 | 金額 | | | , | 償還 | 年 | 月日 | | | 償 | 還金 | 額 | |
| | | | | 年 | | 月 | | | ŀ | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| 更 | L | | | 年 | | 月 | | | - | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| 後 | | | | 年 | | 月 | | | F | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| IX. | | | | 年 | | 月 | | | ŀ | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| 0) | | | | 年 | | 月 | | | ŀ | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| | | | | 年 | | 月 | | | ŀ | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| 償 | L | | | 年 | | 月 | | | - | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| 還 | <u> </u> | | | 年 | | 月 | | | - | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| 歴 | <u> </u> | | | 年 | | 月 | | | - | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| 日 | <u> </u> | | | 年 | | 月 | | | - | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| | <u>. </u> | | | 年 | | 月 | | | 1 | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |
| 程 | | | | 年 | | 月 | | | ļ | 円 | | | | | 年 | 月 | | | | | 円 |

岩手県知事 様

借受者

看護職員修学資金償還免除申請書

看護職員修学資金の償還免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

| | • • | | | |
|-----------------|-----------|------------------|-------|--------------|
| | ふ 氏 | り が な 名 | | 生年月日 |
| | 住 | 所 | (郵便番号 | 号) 電話番号() |
| 申請者 | 本 | 籍 | | |
| | | の養成施設等 動務先の名称 | | |
| | | の養成施設等 勤務先の所在 | (郵便番号 | 号) 電話番号() |
| | | | l | 既 償 還 免 除 額 |
| | | | | 既 償 還 額 円 |
| 借受金 | え 額 | | 円 | 償還免除申請額 円 |
| | | | | 償還すべき金額 円 |
| | | 年 | 月から | 借受時の養成施設 |
| 借受其 | 月間 | 年 | 月まで | 等名 |
| 申請理 | 由 | 理由発生 | 年月日 | 年 月 日 |
| 中 明 4 | Ė III | | | |
| | | 期 | 間 | 就業場所又は養成施設等 |
| 借受時 | の美 | 年 | 月から | |
| 成施設等 | | 年 | 月まで | |
| 双旭 設・業又は1 | | 年 | 月から | |
| 乗 又 は 7 後の状況 | | 年 | 月まで | |
| 1女771人(71 | 1 | 年 | 月から | |
| | | 年 | 月まで | |

注 申請理由を証する書類を添付してください。

岩手県知事 様

借受者

看護職員修学資金償還猶予申請書

看護職員修学資金の償還猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

| | ふ氏 | ŋ | が | な 名 | | | | | | 生年 | 月日 | | |
|------|------------|------------|---------------------|----------|-----------------------|----|------------|-----|----|-----|------|------|-----|
| | 住 | | | 所 | (郵便 | 番号 | <u>1</u> , | |) | 電話 | 番号(| , |) |
| 申請者 | 本 | | | 籍 | | | | | | | | | |
| | 現在又は | の養, 勤務先 | | | | | | | | | | | |
| | 現在又は地 | の養 | 成施 | 設等 | (郵便 | 番号 | <u>1</u> , | |) | 電話 | 番号(| |) |
| | ı | | | | | | 既 | 償 | 還 | 額 | | | 円 |
| 借受金 | 6額 | | | | | 円 | 既價 | 賞 還 | 免 | 除 額 | | | 円 |
| | | | | | | | 償還 | 養猶予 | 卢申 | 請額 | | | 円 |
| 借受其 | 期 間 | | | 年 | 月カ | | | 時の | 養成 | 施設 | | | |
| | ,, ,,, | | | 年 | 月ま | きで | 等名 | | | | | | |
| | | 理 | 由 | 発 生 | 年月 | 日 | | | 4 | 年 | 月 | 目 | |
| 申請理 | # H | 償 | 還 狍 | 育予 🤊 | 希望期 | 間 | | 年 | | 月か | ら | 年 | 月まで |
| 中山地 | ±. m | | | | | | | | | | | | |
| | | 期 | | | 間 | | | | 就業 | 場所ス | ては養用 | 戊施設等 | |
| 借受時 | の養 | | 年 年 | | 月から 月まで | | | | | | | | |
| 成施設 | 等 卒 | | - + 年 | | 刀ょし 月から | | | | | | | | |
| 業又は | | | 年 | | 月まで | | | | | | | | |
| 後の状況 |] | | 年 | | 月から | | | | | | | | |
| | | | 年 | <u> </u> | 月まで | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

注 申請理由を証する書類を添付してください。

様式第 17 号(第2条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

借受者 住所

氏名

学業等状況証明書

| 氏 名 | | | | | | 男・女 |
|--------------------|---|---|---|---|------|-----|
| 生 年 月 日 | | | 年 | 月 | 日 | |
| 養成施設等 | 名 | 称 | | | | |
| 食 | 課 | 程 | | | 入学年度 | |
| 前学年度末にお ける学業の状況 | | | | | | |
| 身体の状況 | | | | | | |

上記の状況に相違ないことを証します。

年 月 日

養成施設等の長回(A4)

様式第18号(第2条関係)

| | | | 年 | 月 | 日 |
|-------|---|-------|---|---|---|
| 岩手県知事 | 様 | | | | |
| | | 借 受 者 | | | |
| | | 連帯保証人 | | | |
| | | 連帯保証人 | | | |

看護職員修学資金貸付辞退届

看護職員修学資金の貸付けを辞退します。

| 借 | <u>ح</u> | 乏 | 額 | 総額 | 円 | 借 受 | 期間 | | 年 | 月から |
|----|----------|------|----------|-------|---|------|----------|-----|---|-----|
| 18 | | Z | 領 | 月額 | 円 | 1日 文 | 剂 间 | | 年 | 月まで |
| | | ふりァ | がな | | | | 生年月 | В | | |
| | | 氏 | 名 | | | | <u> </u> | | | |
| 借 | 受者 | 住 | 所 | (郵便番号 | |)電話番 | :号(| |) | |
| | | 本 | 籍 | | | | | | | |
| 養 | 成施設 | 名 | 称 | | | | | 学年 | | |
| 等 | | 所 在 | 地 | (郵便番号 | |)電話番 | :号(| |) | |
| 辞 | 退 | 理 | 由 | | | | | | | |
| 連 | 氏 | | 名 | | | | | | | |
| | | | | (郵便番号 | |) | (郵便 | 番号 | |) |
| 帯 | 住 | | 所 | | | | | | | |
| | | | | 電話番号(| |) | 電話番 | 号 (| |) |
| 保 | 本 | | 籍 | | | | | | | |
| 証 | 生年 | 月 | 日 | | | | | | | |
| | 職 | | 業 | | | | | | | |
| 人 | 申請人 | 、との関 | | | | | | | | |

様式第19号(第2条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

連帯保証人

連帯保証人

死 亡 届

看護職員修学資金の借受者が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

| 氏 | 名 | | | | | | |
|-------|-----|-------|-----|------|---|-----|---|
| 生 年 | 月 日 | | 年 月 | 日 | | | |
| 住 | 所 | (郵便番号 |) | 電話番号 | (| |) |
| 本 | 籍 | | | | | | |
| | 名 称 | | | | | | |
| 養成施設等 | 所在地 | (郵便番号 |) | 電話番号 | (| |) |
| | 名 称 | | | | | | |
| 勤務先 | 所在地 | (郵便番号 |) | 電話番号 | (| |) |
| 借受 | 金 額 | | | 円 | | | |
| 借受 | 期間 | 年 | 月から | | 年 | 月まで | |
| 死 亡 年 | 月日 | | | | | | |
| 死亡の | 原 因 | | | | | | |

注 死亡診断書又は借受者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添付してください。

様式第20号(第2条関係)

| | | | | | | 年 | 月 | 日 |
|-------|---|------------|--------|------------|---------|---|---|-----|
| 岩手県知事 | 様 | | | | | | | |
| | | 養成力 | 施設等 | の名和 | 弥 | | | |
| | | | | | | | (| 年生) |
| | | 借 | 受 | 者 | 住所 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 本籍 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 氏名 | | | |
| | | مادر حرواد | ₩ /□ ⇒ | - 1 | T 4 | | | |
| | | 新 連 | 带保証 | 止人 | | | | |

連带保証人変更届

次のとおり連帯保証人を変更いたします。

| | | | | 新 | 保 | 証 | 人 | 旧 | 保 | 証 | 人 |
|----|-----|----|----|------|-----|---|---|------|-----|---|---|
| 氏 | | | 名 | | | | | | | | |
| 生 | 年 | 月 | 日 | | 年 | 月 | 田 | | 年 | 月 | П |
| | | | | (郵便番 | 号 |) | | (郵便番 | :号 |) | |
| 住 | | | 所 | | | | | | | | |
| | | | | 電話番号 | 1 (| |) | 電話番号 | • (| |) |
| 本 | | | 籍 | | | | | | | | |
| 職 | | | 業 | | | | | | | | |
| 申請 | 青人る | との | 関係 | | | | | | | | |
| 変 | 更 | 理 | 由 | | | | | | | | |

休学・復学・退学届

年 月 日

岩手県知事 様

 借受者氏名
 (印)

 生 年 月 日
 年 月 日生

私は次のとおり(休学 ・ 復学 ・ 退学)しましたので届け出ます。

| 養 | 成 | 施 | 設 | | |
|---|---|----|---|-------|--|
| 休 | 期 | 間 | 自 | 年 月 日 | |
| | 旁 | F] | 至 | 年 月 日 | |
| 学 | 理 | | 田 | | |
| 復 | 7 | Ź | П | 年 月 日 | |
| 退 | 退 | 学 | 日 | 年 月 日 | |
| 学 | 理 | | 曲 | | |

- ※1 休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けは行いません。(看護職員修学資金貸付条例第8条)
- ※2 退学したときは、退学した日の属する月の翌月から貸付金を償還しなければなりません。(同第9条)

| 在職証明書 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------|------------------------|-------------------|---|----|----------|---------|--|--|--|--|--|
| 提出の目的(| | の届出 () 退 こ係る償還猶予申請 | | | | |)償還免除申請 | | | | | |
| 氏 | 名 | | | | | | | | | | | |
| 生年月 | 日 | | 年 | 月 | 日生 | <u> </u> | | | | | | |
| 病院・診療所・施 名 | 設の 称 | | | | | | | | | | | |
| 職 | 種 | 保健師・助産的 ※該当するもの | | | | - | () | | | | | |
| 上記の病院等・職 | 自 | | 年 | 月 | 日 | | | | | | | |
| 種での在職期間 | 至 | 現在在職中 | - | | 年 | 月 | 日まで在職 | | | | | |
| 休暇・休職期間 | 自 | | 年 | 月 | 日 | | | | | | | |
| ※産前産後は記載 不要 | 至 | | 年 | 月 | 日 | | | | | | | |
| ※育休、病休、欠勤 等全で記入 | 理由 | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり就刻 | 業したこ | ことを証明する | 5. | | | | | | | | | |
| 令和 4 | 丰 | 月 日 | | | | | | | | | | |
| | | 2 | 所在地 名 称 代表者 | | | | 印 | | | | | |

代表者は施設の開設者又は管理者とすること

(注1) 月の初日から末日までの期間全日数にわたり勤務しない場合に限る

看護職員修学資金 (氏名) 変更届 勤務先

| | | | | | | | | | | | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|-------------|--------|-----|--------|---------------|----|---|--------------|------|-------------|------------|-------|-----|--------|-----|
| 修 学 | ふ 氏 | りが | な 名 | | | | | (FI) | 生年月 | 月 | 昭和 平成 | 年 | 月 | 日生 |
| 資金の | 現 | 住 | 所 | (〒 | | |) | | | | | | | |
| 借 | 自 | 宅電 | 話 | | | | | | 携帯電 | 1話 | | | | |
| 受 | | | | //L of 140 BE | | | | | л нн | 令和 | 年 | 月かり | , o | |
| 者 | | | | | | | | 借受期間 | | 令和 | 年 | 月まっ | で | |
|) 氏 名 | 旧 | 保証人 | 姓 | 名: | |) | につい | て、下記 | Eのとお | り変. | 更しました | たので | 届け出 | ます。 |
| 変 | 新 | | 姓 | | | | | T | | | | | | |
| 更 | 変 | 更年月 | 日 | 令和 | 年 | 月 | 月 日 変更理由 婚姻・ | | | | その他(| | |) |
| | | | | • | | | | | • | | | | | |
| 主 | 旧 | 住 | 所 | (〒 | _ | |) | | | | | | | |
| 所 <u></u> | 新 | 住 | 所 | (〒 | _ | |) | | | | | | | |
| | 変更年 | | 日 | 令和 | 年 | 月 | 月 | 変更理 | 由転 | 居・ | その他(| | |) |
| 勤 務 先 変 更 | | 所 | 在 | 地 | (〒 | _ | |) | (電話番 | 番号 | _ | | |) |
| | 旧 | 名 | | 称 | | | | | | | | | | |
| | | 退職 | 年 | 月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | | | | | |
| | | 所 | 在 | 地 | (〒 | _ | |) | (電話番 | 番号 | _ | - | _ |) |
| | 新 | 名 | | 称 | | | | | | | | | | |
| | | 就職 | 年. | 日日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | | | | | |